

京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例（平成18年3月27日京都市条例第155号）（都市計画局建築指導部指導課）

伝統的な建築様式による建築物及びその敷地が接する細い街路により形成される町並みの景観を保全し、及びこれを将来の世代に継承するため、その敷地が歴史的細街路（1(1)により歴史的細街路として指定された道路をいいます。）にのみ接する建築物の構造に関する制限に関し必要な事項を定めることとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 歴史的細街路（第3条関係）

(1) 歴史的細街路の指定

市長は、京都市東山区祇園町南側の区域内の道路で、伝統的な建築様式による建築物及びその敷地が接する細い街路により形成される町並みの景観を保全し、及び継承するために法第42条第3項の規定により水平距離を指定したもののうち、その敷地が当該道路にのみ2メートル以上接する建築物の構造に関し防火上必要な制限を付加する必要があるものを歴史的細街路として指定することができることとします。

(2) 歴史的細街路の指定の告示

市長は、歴史的細街路を指定したときは、これを告示しなければならないものとします。歴史的細街路を変更し、及び廃止したときも、同様とします。

2 建築物の構造の制限（第4条関係）

京都市東山区祇園町南側の区域内において、その敷地が歴史的細街路にのみ2メートル以上接する建築物は、次の制限に適合するものでなければならないこととします。

(1) 地階を除く階数（以下「地上階数」という。）が3以下であること。

(2) 各居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井

(天井のない場合には、直上階の床又は屋根とする。以下同じ。)の室内に面する部分の仕上げを難燃材料ですること。

(3) 地上階数が3で、3階に居室を有する建築物については、(2)に定めるもののほか、当該居室から屋外への出口に通じる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料ですること。

3 既存の建築物に対する制限の緩和（第5条関係）

2(1)から(3)までに適合しない既存の建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、これらの制限は、適用しないこととします。

4 罰則（第7条関係）

この条例の規定に違反した建築物の設計者等に対し、罰金刑を科します。

この条例は、平成18年3月27日から施行することとしました。

京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 梶本頼兼

京都市条例第155号

京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(以下「法」という。)第43条の2の規定に基づき、その敷地が第3条第1項の規定により歴史的細街路として指定された道路にのみ接する建築物の構造に関する制限に関し必要な事項を定めることにより、伝統的な建築様式による建築物及びその敷地が接する細い街路により形成される町並みの景観を保全し、及びこれを将来の世代に継承することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令において使用する用語の例による。

(歴史的細街路の指定)

第3条 市長は、京都市東山区祇園町南側の区域内の道路で、伝統的な建築様式による建築物及びその敷地が接する細い街路により形成される町並みの景観を保全し、及び継承するために法第42条第3項の規定により水平距離を指定したもののうち、その敷地が当該道路にのみ2メートル以上接する建築物の構造に関し防火上必要な制限を付加する必要があるものを歴史的細街路として指定することができる。

2 市長は、歴史的細街路を指定したときは、これを告示しなければならない。

3 歴史的細街路の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生じる。

4 前2項の規定は、歴史的細街路の変更及び廃止について準用する。

(構造の制限)

第4条 その敷地が別表の左欄に掲げる歴史的細街路にのみ2メートル以上接する建築物は、同表の右欄に掲げる制限に適合するものでなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第7条 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）は、500,000円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

京都市東山区祇園町南側の区域内において第3	(1) 地階を除く階数（以下「地上階数」という。）が3以下であること。 (2) 各居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分
-----------------------	---

条第1項の規定
による指定を受
けた歴史的細街
路

を除く。)及び天井(天井のない場合には、直上階の床又は屋根とする。以下同じ。)の室内に面する部分の仕上げを難燃材料ですること。

(3) 地上階数が3で、3階に居室を有する建築物については、前号に定めるもののほか、当該居室から屋外への出口に通じる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料ですること。

(都市計画局建築指導部指導課)